

令和3年度広島県立西条特別支援学校高等部入学者選抜実施要項（二次募集）

広島県立西条特別支援学校

〒739-0036 東広島市西条町田口 314

Tel 082-425-1377・Fax 082-425-5185

1 募集学科・学年

普通科・第1学年

2 入学定員

若干名

3 出願に係る就学区域

東広島市とする。ただし、広島県立障害者療育支援センターわかば療育園に入所している者又は入所する見込みの者を除く。

4 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する肢体不自由者であって、かつ、次の（1）から（4）までのいずれかの条件及び（5）を満たす者が出願できる。ただし、高等学校卒業者は、当該志願者に対して、入学後、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する必要があると志願先校長が判断する場合、志願することはできない。

- （1） 令和3年3月に特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は特別支援学校中学部を卒業した者。
- （2） 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中学校を卒業した者。
- （3） 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者又は令和3年3月に同条第1号若しくは第2号に規定する課程を修了する見込みの者。
- （4） 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で、令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者。
- （5） いずれの特別支援学校の高等部又は高等学校（高等専門学校を含む。）にも合格していない者。

5 出願手続

（1）出願書類

ア 入学願書（様式第1号）

イ 調査書

※ただし出身学校卒業後5年を超える者については、卒業証明書

ウ 単一障害を有する志願者（Ⅰ類型）で、公立高等学校入学者選抜における選抜（Ⅱ）を受検した者は「選抜（Ⅱ）出願高等学校」の欄に記入すること。

エ 志願者名簿（様式第2号）2部（中学校を卒業する見込みの者）

(2) 出願期間

入学願書及び調査書（出身学校卒業後5年を超える者については卒業証明書）のいずれについても、令和3年3月19日（金）から3月22日（月）正午までとする。

なお、郵便による提出はできないこととする。

(3) 出願方法

ア 提出先

広島県立西条特別支援学校長

イ 提出方法

(ア) 志願者は入学願書に必要事項を記入し、広島県立西条特別支援学校の中学部を卒業する見込みの者又は卒業した者は、広島県立西条特別支援学校長に提出する。その他の者は、出身中学校長を経由して、広島県立西条特別支援学校長に提出する。

(イ) 出身学校長は、志願者から提出された入学願書の記載事項に誤りがないことを確認の上、調査書及び志願者名簿（様式第2号）2部を添付し、前記（2）の期間内に提出する。

(ウ) 出身学校卒業後5年を超える者については直接持参して提出する。

(4) 就学区域外出願

教育委員会の就学区域外出願の許可が必要となる志願者については、特別支援教育課の判断に従って手続きを行うこととする。

6 入学者選抜

(1) 選抜の方法

ア 選抜日時

(ア) 単一障害を有する志願者（Ⅰ類型）

3月23日（火）	
時間	内容
8:50～9:00	受付
9:00～9:15	全体会
9:30～10:05	国語（35分）
10:15～10:50	数学（35分）
11:00～11:35	外国語（英語）（35分）
11:45～12:20	面接（35分）

単一障害を有する志願者（Ⅰ類型）で公立高等学校入学者選抜における選抜（Ⅱ）を受検した者は次のとおり面接のみ実施する。

3月23日（火）	
時間	内容
8:50～ 9:00	受付
9:00～ 9:15	全体会
9:30～10:05	面接（35分）

（イ）重複障害を有する志願者（Ⅱ類型）

3月23日（火）	
時間	内容
8:50～ 9:00	受付
9:00～ 9:15	全体会
9:30～10:00	国語（30分）
10:10～10:40	数学（30分）
10:50～11:20	外国語（英語）（30分）
11:30～12:00	面接（30分）

（ウ）重複障害を有する志願者（Ⅲ，Ⅳ類型）

3月23日（火）	
時間	内容
8:50～ 9:00	受付
9:00～ 9:15	全体会
9:30～10:10	実態に応じた検査（40分）

イ 選抜場所 広島県立西条特別支援学校
※訪問生は自宅又は施設

ウ 選抜内容

（ア）単一障害を有する志願者

a 学力検査（国語・数学・外国語（英語））

ただし、公立高等学校入学者選抜における選抜（Ⅱ）の一般学力検査を受検している者については、その結果を学力検査に代えることができる。

b 面接（本人）

（イ）重複障害を有する志願者

a 学力検査（国語・数学・外国語（英語））又は実態に応じた検査

b 運動発達検査

c 面接（本人）

エ 携行品・その他 受検票、筆記用具、上履き

オ 遅刻者の取扱い

(ア) 検査開始後下記の時間以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検をさせない。

単一障害を有する志願者（Ⅰ類型） 15分

重複障害を有する志願者（Ⅱ類型） 15分

重複障害を有する志願者（Ⅲ, Ⅳ類型） 15分

(イ) 実音聴取の途中で入室は認めない。

(ウ) その他特別の事情がある場合は、学校長が別に定める。

カ 注意事項

携帯電話など持込みを認められていないものの検査場内への持込み及び使用を認めない。

万一、検査開始後に、検査会場に携帯電話など持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合にあっては、不正行為とみなし、当該受検者は退場させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。

(2) 選抜結果の通知

ア 選抜結果の発表期日 令和3年3月24日（水）

イ 選抜結果の発表及び通知方法

(ア) 広島県立西条特別支援学校の敷地内に10時に掲示する。

(イ) 広島県立西条特別支援学校の中学部を卒業する見込みの者又は卒業した者については「入学者選抜結果通知書」（様式第14号）を本人に通知する。この場合において、合格者には「請書・辞退届」（様式第15号）を添付する。

(ウ) 前記（イ）以外の者については、出身学校長に手交するので、3月24日（水）10時から16時30分までに印鑑を持参すること（代理人の場合は委任状が必要）。ただし、出身学校卒業後5年を超える者については、本人に通知する。

ウ 合格者は、「請書・辞退届」（様式第15号）を作成し、令和3年3月29日（月）正午までに志願先の特別支援学校長に提出しなければならない。

7 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず二次募集を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、学校長が審査し正当と認められた場合に限り、二次募集に係る追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾 病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等(新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合を含む)。

(1) 手続

実施要項に示す必要な手続を令和3年3月23日（火）午後2時までに行うこと。

(2) 選抜

出願書類を総合的に判断して合格者の決定を行う。

(3) 選抜結果の発表

令和3年3月24日(水)

8 その他

(1) 出願期間前に教育相談を受けること。出願書類等については、学校に直接問い合わせること。

(2) 交通案内

ア JR山陽本線西条駅からJR中国バス呉方面行に乗車し、西条農業高校前又は東子下車
(徒歩約15分)

イ JR山陽新幹線東広島駅よりタクシーで10分

(3) 入学者選抜当日は、必ず保護者が同行すること。(保護者対象の説明事項があるため)

(4) 入学者選抜当日は原則8時40分までは、校内に立ち入ることはできない。